○関東地方整備局告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十五号鎌ケ谷都市計画都市高速鉄道事業第二号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十六号鎌ケ谷都市計画道路事業七・六・一号富岡一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十八号鎌ケ谷都市計画道路事業七・七・二号初富線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十九号鎌ケ谷都市計画道路事業七・七・三号北初富線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十七号鎌ケ谷都市計画道路事業八・七・一号富岡二号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　新座都市計画道路事業三・四・十一号放射七号線

三　事業施行期間　自平成二十八年十二月二十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県新座市新堀一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　桐生都市計画道路事業三・四・六号本町線

三　事業施行期間　自平成二十八年十二月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県桐生市広沢町二丁目字谷津地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日　　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域　　図面縦覧場所

一般国道　八号　　長岡市喜多町字鐙潟五六四番二から同市喜多町字鐙潟五六〇番四まで　　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十七日